





さまざまな事故から建物や設備・什器、商品・

この保険は

火災、落雷、破裂・爆発、風災・雹（ひょう）災・雪災、水濡れ、盗難、水災などの偶然の事故により、保険の対象（建物・動産）に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。

対象となる事故	① 火災	② 落雷	③ 破裂・爆発	④ 風災・雹（ひょう）災・雪災 (損害額が20万円以上となった場合)	⑤ 建物外部からの物体の落下・飛来・衝突等 (航空機の墜落、車両の飛び込み等)	
お支払いする損害保険金						
お支払いする費用保険金	⑪ 臨時費用	①～⑦の事故で損害保険金が支払われる場合、損害保険金の30% (1回の事故につき1敷地内ごとに500万円限度)				
	⑫ 残存物取片づけ費用	①～⑦の事故で損害保険金が支払われる場合、焼け跡の整理・清掃費用、リサイクル費用などの実費 (損害保険金の10%が限度)				
	⑬ 地震火災費用	地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災により一定の損害が発生した場合、保険金額の5% (1回の事故につき1敷地内ごとに500万円限度)				
	⑭ 修理付帯費用	①～③の事故で、保険の対象となる建物等の損害の修復にあたり、その損害の原因調査費用、仮修理費用など弊社の承認を得た場合、(1回の事故につき1敷地内ごとに保険金額の30%または1,000万円のいずれか低い額が限度。ただし、居住部分の復旧に要し、かつ、1,000万円を超過しない限り、1,000万円を超過する費用も支払われます。)				
	⑮ 損害防止費用	①～③の事故で、損害の発生・拡大の防止のために必要または有益な費用を支出した場合の実費 (消火薬剤の再取得費用) ※保険金額が保険価額の80%に満たない場合は、お支払いする金額が実際に支出した費用の額よりも少なくなる場合があります。				

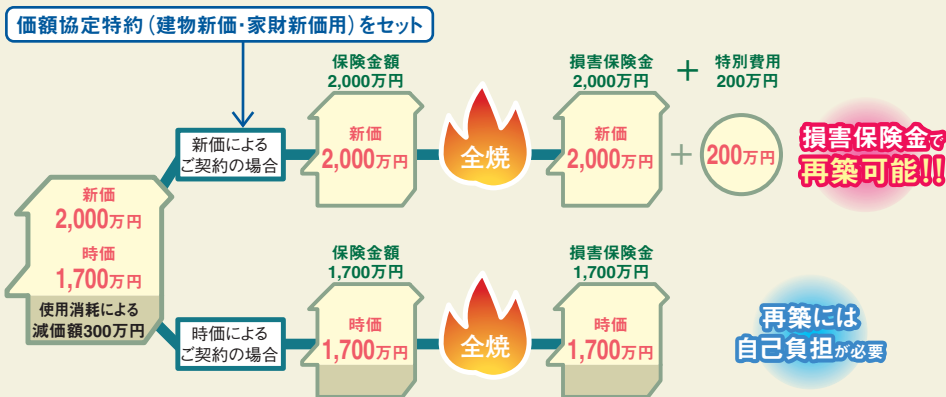
価額協定特約 (建物新価・家財新価用) のセットをおすすめします。

この特約は、保険の対象が「家財」と「合計床面積が1,650㎡未満の建物 (個人所有の併用住宅の場合、660㎡未満で「作業割増物件」ではない建物に限ります)」にセットできます。

損害保険金は保険金額を限度に、新価 (再調達価額) で実際の損害額の全額をお支払いします。さらに、対象となる事故で保険金額の80%を超える損害保険金をお支払いし、ご契約が終了した場合は特別費用保険金 (損害保険金の10% (1敷地内ごとに200万円限度)) をお支払いします。

※保険金額は新価 (再調達価額) を基準とした評価額で設定してください。
 ※貴金属・宝石等の明記物件については、保険価額 (市場流通価額) を基準に損害保険金をお支払いします。
 ※水災などによる損害では、お支払いする損害保険金に別途、支払限度額の設定があります。

損害保険金のお支払い例 (築10年) ●新価 (再調達価額) :2,000万円 ●時価:1,700万円



特約

店舗賠償責任特約

この特約の被保険者が、業務に起因する事故で他人の身体を傷つけたり、他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

- ・水濡れ事故、被保険者の占有を離れた飲食物に起因する事故等による法律上の損害賠償責任は補償しません。
- ・居住部分がある併用住宅の場合、この特約の被保険者が負担する日常生活に起因する法律上の損害賠償責任も補償します。
- ・建物全体の延床面積が165㎡未満の小売店・料理飲食店が対象となります。ただし、区分所有建物およびテナントの場合で専 (占) 有面積が165㎡未満の場合は、対象とすることができます。

借家人賠償責任特約

火災、破裂・爆発により借用する建物に損害を与え、貸主に対して法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

特約をセットする場合のご注意

被保険者またはそのご家族が、既に他の保険で同種の補償・特約等をご契約内容がご要望に沿った内容であることをご確認ください。

専用店舗用

支払
小
料理
保険料は専・建物全体・建物全体
居住部分が
支払
加算






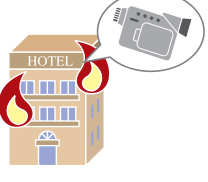
保険料表

借用戸室
0~99
99~132
132~1,650

製品などの事業用資産を守る総合保険です。

保険の対象

店舗、事務所、併用住宅等の建物およびその収容資産（「設備・什器等」、「商品・製品等」、「家財」など）が保険の対象です。
 ・貴金属・宝石・書画などの美術品等で1個または1組の価額が30万円を超えるもの、稿本（本などの原稿）・設計書・図案・帳簿等（以下、「明記物件」といいます。）は、申込書に明記しないと保険の対象とすることができません。
 ・保険の対象が建物のみのご契約では、「設備・什器等」、「商品・製品等」、「家財」など（以下、「動産」といいます。）の損害は補償されません。動産の損害を補償するためには、建物とは別に保険の対象ごとに保険金額を設定してご契約いただく必要があります。

<p>⑥給排水設備に生じた事故等による水濡れ</p> 	<p>⑦騒擾(じょう)・集団行動等による破壊行為等</p> 	<p>⑧a 盗難(注)</p>  <p>商品・製品・原材料等の盗難は補償されません。</p>	<p>⑧b 通貨・預貯金証書の盗難(注)</p>  <p>保険の対象が「家財」の場合は生活用、「什器・備品等」の場合は業務用を対象とします。</p>	<p>⑨水災</p> <p>(台風・暴風雨・豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等により損害を受けた場合)</p> 	<p>⑩持ち出し家財の損害(注)</p> <p><保険の対象が「家財」の場合></p> 
---	---	---	---	---	---

(注) お支払いする損害保険金・水害保険金には別途支払限度額または制限があります。詳しくは裏面の「お支払いする損害保険金・水害保険金」をご確認ください。

限度)
 地内ごとに300万円限度)
 得て支出した費用
 た費用は対象となりません。)
 など)

保険料割引制度について

機械警備割引：保険の対象である建物または保険の対象を収容する建物に「警備業者」による「機械警備業務」が実施されており、火災危険に対する機械警備が有効に機能している場合に適用します。
 消火設備割引：屋内消火栓、自動火災報知器、スプリンクラー等の消火設備（消火器を除きます。）が設置されており、「年間の設備点検回数」や「昼夜を問わず消防要員がいること」など一定の基準を満たしている場合に適用します。
 その他の割引：防災状況が優良な建物などに対して、割引を適用できる場合があります。
 (注) 詳しくは、取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。


<用語のご説明>

このパンフレットにおける主な用語は以下のとおりです。

- 保険金額：保険のご契約金額をいいます。
- 保険期間：保険のご契約期間をいいます。
- 被保険者：保険の補償を受けられる方をいいます。ただし、損害賠償請求権者および質権者は含みません。
- 再調達価額：保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに必要な金額をいいます。
- 保険価額(時価)：再調達価額から使用による消耗、経過年数等に応じた減価額を差し引いた額をいいます。ただし、保険の対象が貴金属、宝石および宝石ならびに書画、骨とう、彫刻物その他美術品の場合は市場流通価額をいい、商品・製品等の場合は再仕入価額をいいます。なお、商品・製品等のうち、死蔵品については市場価額を考慮した減額を行います。

(オプション)

店舗の看板が外れ、通行人にあたり、ケガをさせてしまった。



保険料表 (面積10㎡あたり)

限度額	3,000万円	5,000万円	1億円
売店	230円	250円	300円
飲食店	520円	630円	900円

(占)有面積に関係なく、次のとおりとなります。
 の延床面積が165㎡未満の場合：建物全体の延床面積により算出した保険料
 の延床面積が165㎡以上の場合：面積を165㎡として算出した保険料

ある併用住宅の個人賠償加算保険料

限度額	3,000万円	5,000万円	1億円
保険料	610円	650円	700円

併用住宅の場合 地震保険もご契約ください

店舗総合保険では、地震・噴火・津波を原因とする火災、損壊、埋没、流失による損害は補償されません。
 地震保険は、地震・噴火またはこれらによる津波（以下、「地震等」といいます。）を原因とする火災（延焼・拡大も含みます。）、損壊、埋没、流失によって建物または家財が損害を受けた場合に保険金をお支払いします。
※ご希望されない場合を除き、地震保険をあわせてご契約いただきます。
 ※地震保険は、単独ではご契約できません。店舗総合保険にセットしてご契約ください。
 ※お支払いする保険金は、1回の地震等による損害保険会社全社の支払保険金総額が11兆3,000億円（2016年4月現在）を超える場合、算出された支払保険金総額に対する11兆3,000億円の割合によって削減される場合があります。

損害の程度	お支払いする保険金	■ 保険の対象	
建物家財	全損	地震保険金額の100% (時価が限度)	居住用建物 (居住部分がある併用住宅) 家財 (自動車や1個または1組の価額が30万円を超える) (貴金属・宝石等および設計書・帳簿等を除きます)
	大半損	地震保険金額の60% (時価の60%が限度)	
	小半損	地震保険金額の30% (時価の30%が限度)	■ 地震保険金額(ご契約金額) 居住用建物または家財の保険金額の30%~50%の範囲内で設定してください。ただし、他にご契約の地震保険を含め、建物は5,000万円、家財は1,000万円が限度となります。
	一部損	地震保険金額の5% (時価の5%が限度)	

割引制度

建物の免震・耐震性能に応じた保険料割引制度があります。割引の適用を受けるためには、所定の確認資料の提出が必要です。なお、この割引は確認資料をご提出いただいた日以降の保険期間(ご契約期間)について適用されます。

- ① 建築年割引：1981年(昭和56年)6月1日以降に新築された建物の場合 **割引率 10%**
- ② 耐震等級割引：住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく耐震等級を有している場合 **割引率 耐震等級に応じて10%・30%・50%**
- ③ 免震建築物割引：住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく免震建築物である場合 **割引率 50%**
- ④ 耐震診断割引：地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、改正建築基準法(昭和56年6月1日施行)における耐震基準を満たす場合 **割引率 10%**

(注) 上記①~④の割引は重複して適用を受けることはできません。詳しくは取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。

地震保険料控除制度によって、地震保険料は所得控除の対象となります。控除限度額は、**所得税50,000円・個人住民税25,000円**となります。

契約されている場合は、補償が重複することがあります。ご契約に際しては、特約の補

お支払いする損害保険金、水害保険金

①火災 ②落雷 ③破裂・爆発 ④風災・雹(ひょう)災・雪災(損害額が20万円以上となった場合)
 ⑤建物外部からの物体の落下・飛来・衝突等(航空機の墜落、車両の飛び込み等) ⑥給排水設備に生じた事故による水濡れまたは被保険者以外の者が占有する他の戸室で生じた事故による水濡れ ⑦騒擾(じょう)・集団行動等による破壊行為等 ⑧a) 盗難、盗難による汚損または損傷

a. 保険金額 \geq 保険価額 \times 80%の場合
 損害保険金=損害額(保険金額が限度)

b. 保険金額 $<$ 保険価額 \times 80%の場合
 損害保険金=損害額 \times $\frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額}\times 80\%}$ (保険金額が限度)

(注) 明記物件の盗難は、1回の事故について1個または1組ごとに100万円が限度となります。

⑧b) 通貨、預貯金証書の盗難

損害保険金=損害額

a. 生活用通貨、預貯金証書の場合

1回の事故につき1敷地内ごとに、通貨は20万円、預貯金証書は200万円または家財の保険金額のいずれか低い額が限度となります。

b. 業務用通貨、預貯金証書の場合

1回の事故につき1敷地内ごとに、通貨は30万円、預貯金証書は300万円または設備・什器等の保険金額のいずれか低い額が限度となります。

⑨水災(台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等により損害を受けた場合)

a. 保険の対象となる建物または家財に保険価額の30%以上の損害が生じた場合

水害保険金=保険金額 \times $\frac{\text{損害額}}{\text{保険価額}}$ \times 縮小割合(70%)

(上記算式で、保険金額が保険価額を超える場合は、保険金額は保険価額とします。)

b. 建物か床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被り、次の損害が生じた場合

・建物または家財の損害額が保険価額の15%以上30%未満の場合
 水害保険金=保険金額の10%(1回の事故につき1敷地内ごとに200万円限度)

・建物または家財の損害額が保険価額の15%未満の場合、または設備・什器等、商品・製品等に損害が生じた場合
 水害保険金=保険金額の5%(1回の事故につき1敷地内ごとに100万円限度)

(注) 1敷地内での同一事故による上記b.の水害保険金は合算して200万円が限度となります。

⑩持ち出し家財の損害

被保険者または家族によって、保険証券記載の建物外に持ち出された家財が、日本国内の他の建築物内で①~⑧a)の事故で損害が生じた場合、保険金をお支払いします。

損害保険金=損害額
 (1回の事故につき、100万円または家財の保険金額の20%のいずれか低い額が限度)

※他の保険契約から保険金が支払われる場合など、費用保険金のみをお支払いすることがあります。

保険金をお支払いできない主な場合

<共通>

1. 保険の対象とならない次のものに生じた損害

- ・自動車(自動三輪車、自動二輪車を含み、原動機付自転車を除きます。)
- ・通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手、その他これらに類するもの(生活用または業務用の通貨、預貯金証書等の盗難で損害保険金をお支払いする場合は除きます。)
- ・1個または1組の価額が30万円を超える貴金属・宝石等で、申込書に明記されていないもの
- ・設計書・帳簿等で申込書に明記されていないもの

2. 保険の対象である商品・製品等の盗難によって生じた損害

3. ご契約者、被保険者の故意、重大な過失、法令違反によって生じた損害

4. ご契約者、被保険者の所有または運転する車両またはその積載物の衝突・接触によって生じた損害
5. 火災などの事故の際の紛失・盗難によって生じた損害
6. 保険の対象である動産が屋外にある間の盗難によって生じた損害
7. 持ち出し家財である自転車または原動機付自転車の盗難によって生じた損害
8. 戦争、外国の武力行使、内乱、暴動によって生じた損害
9. 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
10. 核燃料物質等の放射性、爆発性その他の有害な特性によって生じた損害 など

ご契約に際してご確認いただきたい事項

①保険期間

原則1年間となります。1年を超える期間を設定することも1年未満の期間を設定することも可能です。実際にご契約いただく保険期間については、申込書をご確認ください。

②保険金額

実際にご契約いただく保険金額は申込書をご確認ください。また、建物のみのご契約では動産(「設備・什器等」、「商品・製品等」、「家財」など)の損害は補償されません。動産を補償するためには建物とは別に動産ごとの保険金額を設定してご契約ください。なお、保険金額は時価または再調達価額を基準に、過不足なく設定してください。

③保険料

保険料は保険金額、保険期間、建物の所在地・構造、用途等により決定されます。また、実際にお支払いいただく保険料については、申込書をご確認ください。なお、保険料払込みに関する特約をセットした場合を除いて、保険料は、ご契約と同時に支払ってください。保険期間が始まった後であっても、保険料を領収する前に生じた事故による損害に対しては保険金をお支払いできません。

④満期返れい金、契約者配当金

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

⑤解約返れい金

ご契約を解約される場合は、取扱代理店・営業社員にご連絡ください。なお、解約に際しては、ご契約の保険期間のうち未経過期間に対して所定の保険料を返還または請求させていただきます。

⑥告知義務等

ご契約者または被保険者となる方は、ご契約締結の際、申込書に記載された危険(損害の発生の可能性をいいます。)に関する重要な事項のうち、弊社が告知を求める項目(告知事項)についてご回答いただく義務(告知義務)があります。ご契約者または被保険者の故意または重大な過失によって、告知事項について事実をお申し出だかなかった場合や、事実と異なることをお申し出された場合には、ご契約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがあります。詳しくは、重要事項説明書(「契約概要のご説明」「注意喚起情報のご説明」)をご確認ください。

ご契約後にご留意いただきたい主な事項

①通知義務等

ご契約者または被保険者は、ご契約後、告知事項のうち以下の項目(通知事項)に変更が生じた場合は、遅滞なくその旨を取扱代理店・営業社員またはお客さまセンターに通知していただく義務(通知義務)があります。

- ・ 保険の対象の所在地
- ・ 建物の柱の種類・耐火性能区分、面積
- ・ 建物の用法(住宅・店舗・事務所等)
- ・ 建物内で行われる職作業の種類

ご契約者または被保険者の故意または重大な過失によって、遅滞なくご通知いただけなかった場合は、ご契約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約者の住所が変更となる場合や、建物などを売却・譲渡等する場合も、取扱代理店・営業社員またはお客さまセンターにご通知ください。詳しくは、重要事項説明書(「契約概要のご説明」「注意喚起情報のご説明」)をご確認ください。

②事故発生時の対応

ご契約いただいた保険契約で補償される事故が発生した場合は、遅滞なく取扱代理店・営業社員またはセーフティ24コンタクトセンターにご連絡ください。事故のご連絡が遅れますと、保険金のお支払いが遅れることや、保険金の全部または一部をお支払いできないことがあります。

事故直後の不安…1秒でも早い安心を!

セーフティ24コンタクトセンター



24時間365日 富士火災の社員が常駐しています。

- 深夜・休日でも平日と同様のサービスが受けられます。
- スピーディーな初期対応サービスを行います。

商品・契約内容に関するお問い合わせは…
富士火災

お客さまセンター
0120-228-386

※携帯電話・PHSからもご利用になれます。
 ●平日:午前9:00~午後6:00(年末年始を除きます)
 ●土日祝:午前9:00~午後5:00(除きます)

事故の受付・ご相談は…
富士火災

セーフティ24コンタクトセンター
0120-220-557

※携帯電話・PHSからもご利用になれます。
24時間・365日
 受け付けております。

電話番号はおかけ間違いのないように

ご不満・ご要望のお申し出は…
富士火災

お客さまの声室
0120-246-145

※携帯電話・PHSからもご利用になれます。
 ●平日:午前9:00~午後7:00(年末年始を除きます)

弊社との間で問題を解決できない場合は…
一般社団法人 日本損害保険協会

そんぽADRセンター
0570-022-808

※PHS・IP電話からは03-4332-5241
 ●平日:午前9:15~午後5:00(12月30日~1月4日を除きます)
 ※電話料金はお客さま負担となります。

ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書(「契約概要のご説明」「注意喚起情報のご説明」)をご用意していますので、必ずお読みください。ご不明な点につきましては、取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。

●保険料お支払いの際は、「初回保険料口座振替特約」「クレジットカード払特約」をセットされた場合などを除き、富士火災所定の保険料領収証を発行することとしていますので、お確かめください。●ご契約後、1か月経過しても保険証券が到着しない場合は、弊社取扱営業店にご照会ください。●事故が発生した場合は、遅滞なく取扱代理店・営業社員またはセーフティ24コンタクトセンターまでご連絡ください。●ご契約後、お届けの住所、電話番号が変更となった場合は、すみやかに取扱代理店・営業社員またはお客さまセンターにご連絡ください。●このパンフレットの内容は概要の説明です。詳しくは取扱代理店・営業社員にご照会ください。●弊社の損害保険募集人(代理店・営業社員)は保険契約締結の代理権および告知受領権を有していますので、有効に成立したご契約は、弊社と直接契約されたものとなります。なお、代理店は、弊社の委託契約に基づき、保険料の領収、保険料領収証の発行、契約条件変更の際のご通知の受領などの代理業務も行っています。●複数の保険会社による共同保険契約の場合には、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。各引受保険会社は、それぞれの引受割合に応じて、連帯するごとく単独別個に保険契約上の責任を負います。

富士火災海上保険株式会社

〒105-8622 東京都港区虎ノ門4-3-20
 TEL. 03-5400-6000(大代表)
 http://www.fujikasai.co.jp/

お問い合わせは



このパンフレットは環境負荷の少ない植物油インキを使用しています。